

奈良県特定健康診査受診率向上支援システム開発業務 委託仕様書

1 業務の名称

奈良県特定健康診査受診率向上支援システム開発業務

2 業務の目的

国民健康保険被保険者の健康の保持増進や生活の質の向上等に資するため、特定健康診査データやレセプトデータの分析を通じて、地域ごとの受診・未受診要因の分析を行い、その地域の特性に応じた効果的な受診勧奨等の保健事業を提案および支援し、市町村国保の医療費適正化を支援することを目的として、分析システムを開発する。

3 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 調達方法

一般競争入札（総合評価方式）

5 納入物品

- (1) 特定健康診査受診率向上支援システム一式
- (2) 基本・詳細設計書
- (3) 各種マニュアル
- (4) 問い合わせ対応管理表
- (5) 試験成績書
- (6) 業務完了報告書

6 業務内容

(1) 概要

奈良県国民健康保険団体連合会（国保事務支援センター）で委託実施している特定健康診査受診勧奨業務を地図情報及び医療機関情報を用いて補完する機能や、特定健康診査データやレセプトデータ、健診機関情報データ等に基づき、小地域単位で地域毎の健診受診率、健診実施機関を含む医療機関及び被保険者の位置・属性等を地図上で表現し、分析することができるシステムを開発する。

□本業務では、以下の項目を実施する。詳細は（2）調達内容を参照すること。

- ① 開発体制・計画
- ② 開発（設計・製造・テスト）
- ③ 運用環境構築
- ④ 運用保守・運用支援の考え方

□システム環境

- ・システム方式： スタンドアロン方式
- ・システム利用者： 1 端末で 10 ユーザー程度
- ・システム開発場所：

システム開発の履行場所は、奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課（奈良市登大路町 30 番地）または奈良県が指定する場所とし、開発完了後は、下記設置場所に奈良県、奈良県国民健康保険団体連合会と協議、調整を行った上で、設置すること。

- ・システム設置：

設置場所 奈良県国民健康保険団体連合会国保事務支援センター内

（奈良県橿原市大久保町 302 番 1 奈良県市町村会館 5 階）

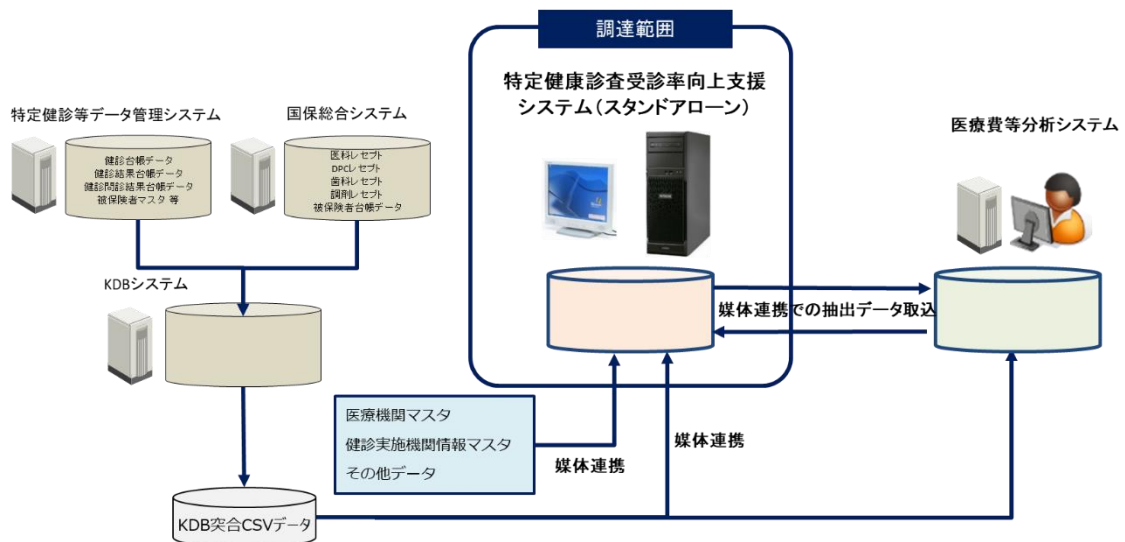
調達条件 納入する機器類は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」及び「令和 4 年度奈良県庁グリーン購入調達方針」に準拠したものであること。

- ・納入する機器類は安定して動作する最新バージョンの機器またはシステムであること。

□システム構成概要

本システムにおけるシステム構成概要を以下のとおり示す。詳細は（2）調達内容を参照すること。

なお、現在、国保事務支援センター内に医療費分析や特定健康診査の対象者抽出等の業務で運用している医療費等分析システムがあり、本システムと医療費等分析システムのそれぞれから抽出されるデータを連携し、特定健康診査の受診勧奨通知等の業務に活用する。



- ・ネットワーク： 本システムについては、スタンドアロン方式のため不要。
- ・ハードウェア： サーバ、ディスプレイ、マウス、キーボード、プリンタ
- ・ソフトウェア： ソフトウェア全般に関しては最新版・デファクトスタンダード製品の採用（実績・サポート期間・コスト・保守体制などを総合的に考慮）など、開発及び本稼働開始後の運用に際し支障のないものを使用す

ること。また、特定のハードウェア・ソフトウェアに依存しないものであること。

- ・その他、業務遂行に有用な構成がある場合は、提案すること。

(2) 調達内容

業務の目的、内容を十分に把握した上で、システム開発の実施計画を策定し、実施計画をもとに開発進捗、品質、課題管理等の業務を実施する。

①開発体制・計画

(a) 開発体制

- ・本システムの開発を円滑に進めるための開発体制を提案すること。
- ・開発体制の中で個人情報等の取扱いに係るセキュリティ体制についても記載すること。

(b) プロジェクト管理

- ・プロジェクト実施計画書を作成し、発注者に提出し、承認を得ること。
- ・システム導入に係るプロジェクトの進捗及び作業管理を行うこと。
- ・システム導入に係る打合せ、問い合わせ対応及び進捗報告を行うこと。
- ・本プロジェクト遂行にあたっては、国保連の関連システム及びデータに関する知識必要なことから、KDBを用いたデータ分析業務の経験、実績があること。
- ・プロジェクトマネージャーには、資格、経験が豊富な人物を選任すること。
- ・プロジェクトマネージャーを含め本業務に携わる人員体制を提案し、そのプロフィール（有資格、経歴、業務実績等）を提出すること。

②開発（設計・製造・テスト）

新たにソフトウェアを作成し、作成したソフトウェアを調達した機器に導入し、本システムを構築する。

(a) ソフトウェアの調達・作成

ソフトウェアとして、下記の「システム機能要件」に示す機能を導入し、サーバに配置すること。

(a-1) 特定健康診査受診・未受診要因分析にかかるデータ取込

奈良県全域 39 市町村分を登録し使用する。

本システムに取り込むデータは以下のとおりである。

提供元	ファイル名称	提供期間
KDB システム	KDB システム CSV 突合データ (別添①参照) <ul style="list-style-type: none"> ・ KDB 被保険者台帳 ・ 保険者情報 ・ 健診結果 ・ 医療レセプト管理 ・ 医療傷病名 ・ 医療摘要 ・ 医療最大医療資源 ICD 別点数 	平成 29 年度 ～ 令和 3 年度
奈良県	医療機関マスタ (別添②参照) 県内医療機関の情報を掲載した医療機関マスタを提供するので、そのマスタから奈良県内の全ての医療機関の名称、住所、電話番号等の情報を整理し、データ取込みできるようにすること。	最新
ホームページ等	健診機関情報マスタ 以下より奈良県内の健診機関情報を集約し、KDB データに格納されている健診機関コードを突合できるようにすること。(健診機関コードが 55 から始まるもの以外は健診機関名がわかるようにする) ①特定健診・特定保健指導機関検索 社会保険診療報酬支払基金 (ssk.or.jp) https://www.ssk.or.jp/kikankensaku/ ②一般社団法人 奈良県医師会 http://nara.med.or.jp/	最新
医療費等分析システム	特定健康診査受診勧奨対象者リスト (別添③参照) 医療費等分析システムから抽出される特定健康診査受診勧奨対象者リストを取込できるようにし、本システムで抽出するデータと突合できるようにすること。	最新

(a-2) システムの機能要件

本システムでは、奈良県の国民健康保険の被保険者を対象に、その属性（年齢、性別、住所地等）、特定健診の受診有無、医療機関への受診状況（通院中の医療機関、治療中の疾患、受診頻度等）、健診実施機関情報（住所地、健診実施件数、がん検診実施の有無等）などの情報から、健診未受診者の状況、要因等を分析する。

具体的には、未受診者の多い地域、当該地域での健診実施機関の有無や距離、未受診者の多い地域での疾病構造、医療機関ごとの健診実施状況、医療機関受診者の未受診率、治

療中の疾患ごとの未受診率などを分析結果として抽出し、地図機能を利用してわかりやすく見える化を行う。

分析結果は市町村に情報提供するとともに、ターゲットを絞った被保険者への受診勧奨、医師からの受診勧奨強化、集団健診実施地区の検討、健診受診困難者への対策などの特定健診受診率向上対策に活用する。

上記の目的を実現するために、本システムに求められるシステム機能要件を以下に示す。なお、上記の目的を実現するために、別途必要な機能があれば、提案すること。

大分類	小分類	機能	機能詳細	必須項目
基本	入出力機能	データ取込	(a-1)に記載のデータを取得し、データベースに格納し管理ができること。	○
			独自でその他のデータを所有している場合、データをインポートすることにより、同様に管理・集計分析・属性の登録ができること	○
			Excel、CSVデータについて、データソースとして取り込むことができること	○
			システム稼働後のデータ取込はユーザ側で容易に実施可能なものにする	○
	レイヤー取込	市町村や2次保健医療圏、e-statで公開している小地域(町丁・字等別)での境界のシェープファイルを取り組むことができ、最適なシェープファイルを適用し、エリア表示することができる	○	
	ファイル出力	検索結果、対象絞込結果、分析結果等を、画像(PNG形式、JPEG形式等)、CSV(検索等により表示された属性データを出力)、レイヤー(シェープファイル等)、PDF、Excel、PowerPoint等により出力できる	○	
		住所情報や地区ごとの状況が見える化した情報を含んだ検索結果、対象絞込結果、分析結果等は、地図情報とともに出力できる	○	
		印刷	表示結果を印刷できる	○
	操作性	操作性の向上	簡易操作画面を作成する等、システムに習熟していないユーザーにも使いやすいシステムである	
			GUI操作でデータの検索・追加・削除等の管理作業や集計項目の変更やグラフ変更などの分析	○

			機能を利用できること	
	レスポンス	レスポンス速度	結果処理、表示のレスポンス処理時間について提案すること（何秒以内、条件）	
地図・GIS機能	背景地図	背景地図機能	奈良県全域が表示されること	○
			市町村別、小地域（町丁、字等）の地図に差し替えができること	○
			住所地名、目標物名、鉄道、幹線道路、等高線が表示されること	
			駅名や交通機関（道路や線路）が地図上に表示され、医療機関の属性情報についても参照可能であること	○
			標準、航空写真などに差し替えができること	
	施設の表示／非表示	施設の表示／非表示	地図上に登録されている施設について、クリックで表示／非表示が選択できること	
			システムに登録されている施設等について、属性等の条件設定（複数選択可能）で一括表示／非表示ができること	
	基本地図機能	移動	移動操作（マウスドラッグでの移動、ダブルクリックで選択した点を画面の中心に移動等）ができること	○
		ズーム	ズーム操作（地図の縮尺を一定の割合で拡大・縮小、リストから選択または入力した数値により縮尺表示）ができること	○
		縮尺	縮尺レベルとして1～18レベル	○
計測機能	距離計測	2点間の直線距離を計測できること	○	
	移動時間計測	2点間の移動時間（車・徒歩）を計測できること		
	面積計測	多点間の面積を計測できること		
編集機能	属性編集	属性登録／変更（対象から除外する者、受診勧奨対象者等）ができること	○	
	備考追記	コメントを入力できること（対象から除外することとなった経緯）	○	
ポイントの登録	地図クリック	地図上をクリックすることでポイントデータが追加されること ポイント位置は手動で移動可能であること アイコン形状、色、大きさが変更可能であること	○	
	ジオコーディング	住所名から自動的に緯度経度を付与して地図上にポイントされること	○	

		CSV インポート	CSV に保存された住所・座標・郵便番号から、医療機関、住民、健診実施会場等の属性別にポイントレイヤーが一括登録されること	○
	商圏設定	商圏設定	特定の市町村や町丁・字等別で設定できること	○
			地図上でマウス指定した地点を中心に、同心円（フリー、半径）、多角形（複数点クリック）などで設定できること	○
			1 施設を選択し、その施設からの移動時間（徒歩○分、車○分）で設定できること	
			設定した商圏のグループ名、ハッチ色、ハッチパターン、線色、線種等が変更できること	○
			複数パターンの商圏設定が可能であること	○
			商圏の保存が可能であること	○
検索・抽出機能	検索機能	場所移動	住所検索、被保険者検索、医療機関検索等の検索により場所移動ができること	○
		空間検索	地図上で範囲選択をすることで、範囲内の健診未受診者や健診実施機関を検索・表示できること	○
		属性検索	<p>検索条件を設定して属性データを検索・表示できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理的範囲： 市町村名、小地域（取り込んだシェープファイル）、設定した商圏、地図上で選択した地点からの移動時間、地図上で選択した多角形（複数点クリック） ・医療機関情報： 医療機関名、健診実施機関であるか、検査項目 ・被保険者情報： 年齢、性別、過去○年間の健診受診状況、○年度の健診受診有無、過去の健診受診機関、医療機関受診状況（生活習慣病での受診）、被保険者資格取得時期、受診勧奨対象者、受診勧奨対象除外者、健診結果数値、疾病、勤務地、居住地（市町村） 	○
		健診実施機関検索	指定した地点からの最寄り健診実施機関を検索できること（距離に近い順で一覧表示、健診実施機関情報を表示）	○
		検索結果か	検索後、選択したデータ（被保険者や医療機関	○

		らの除外	等)を対象から除外できること	
		検索項目の登録	よく使う検索項目の登録ができること	○
	抽出機能	検索結果の抽出	上記検索結果より、データを抽出できること	○
		取込データとの突合抽出	抽出結果データと取込データとを単一項目又は複数項目で突合し、重複したデータのみを抽出できること(例:特定健康診査未受診者の抽出結果データと医療費等分析システムから取り込んだ特定健康診査受診勧奨対象者リストデータを突合させ、リストにある未受診者のみの情報を抽出)	○
集計・分析機能	データ表示	データ表示	初期登録しているデータにおける「性別」「年齢階層別」「市町村別」などをリスト選択することにより、地図に表示できること	○
	行政界	行政界表示	行政界(都道府県・市町村・大字・町丁目)を表示/非表示できること	○
	凡例	凡例	以下の凡例を表示できること ・エリア(市町村、小地域、商圈): 特定健診受診率(5段階程度) ・医療機関: 健診実施機関/非健診実施機関 被保険者の健診利用者数(5段階程度) ・被保険者: 指定年度の健診受診/健診未受診 過去3年間の健診受診状況と医療機関受診状況(5段階程度)	○
		凡例編集	凡例表示を新規で追加できること	○
			凡例表示(色、数値・割合など)を編集できること	○
			凡例の数値範囲は、等間隔、端数処理、自然分割(データ変化量大きい範囲でグルーピング)など変更できること	
		プロット・商圈データ属性の集計分析	プロット・商圈データ属性の集計分析	プロット・商圈データの集計分析ができること 上記の集計分析結果の属性に対して、条件抽出(例:「○歳以上」、「数値○以上」、「割合○～○%の範囲」)ができること 特定健診受診状況について、過去5年分を評価、

			蓄積できること。	
			過去の分析結果を保持しておき、最新の分析結果と比較出来ること。	○
			特定健診実施体制調査を行い、市町村の特定健診の実施体制を調査し、調査結果に基づいた分析が行えること。 例) 職員体制（直営、委託、両方）、自己負担、集団健診の実施有無、回数、開催場所、がん検診同時開催状況、広報他	○
	その他分析機能	分析	OLAP 分析できる能力を有すること	○
			最尤法などの統計関数を利用した予測分析ができること	○
			1つのダッシュボード画面で複数のデータソースに対し接続でき、チャート間のリレーション設定（仮想統合）が実現できること	○
			ダッシュボード上にファイル共有やコメント記入ができること	○
			マウスによる GUI 操作のみで、集計項目の変更やグラフ変更等の分析機能を利用することができること	○
		提案事項	特定健康審査の未受診要因を分析するに当たり、有用な分析機能やレポート出力機能があれば提案すること	

(b) ハードウェアの調達・調整

本業務で使用する機器は新規導入することを前提とし、利用開始から5年間分のハードウェア保守を備えること。

【サーバ】

OS	Windows Server 2019 (64bit) 以上
CPU	XeonB 3204 1.9GHz 1P6C 6スレッド 相当以上
メモリ	256GB 以上
ディスク	HDD : 4,000GB 以上 RAID5 (2D+1P+1S) 以上
データベース	レセプト件数として 650 万件/月以上の5年間の大容量データに対応し、かつその他の必要となる各種データの処理が可能なデータベースエンジンであること

ネットワークインターフェース	1000BASE-T/100BASE-TX 対応×2 ポート以上
インターフェース	USB3.0 以上×4 ポート以上 CD/DVD の読取り及び書込みができること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・無停電電源装置 (UPS) システムに接続し、安定した電源供給ができること。形状が自立型であること ・オンプレミス環境にて構築すること ・設置場所は発注者が指定し、設置・セットアップ費用を含むこと ・サーバは鍵付きの免震サーバラックを準備し、収納すること ・メーカーによるオンサイト保守が5年以上可能であること ・セキュリティ、性能、保守性、可用性を確保した構成案とすること。特に役割ごとに分割し適切な負荷分散を行うこと ・将来的なアクセス数及びデータ量の増加を考慮し、必要に応じてディスク及びサーバの増設が可能であること ・その他、業務遂行に有用な構成がある場合は提案すること

【ディスプレイ等】

ディスプレイ	24 型以上 1920×1080 以上の表示が可能なディスプレイであること
入力装置	キーボード及びマウスを有すること
プリンタ	<p>カラーレーザープリンター</p> <p>最大印刷用紙サイズ：A3</p> <p>両面印刷可能</p> <p>解像度：1,200×1,200dpi 以上</p> <p>印刷速度：35 枚/分 (A4ヨコ) 以上</p> <p>USB 接続インターフェースを装備していること</p> <p>プリンタ接続用のケーブルは、長さ3m以上のものを付属すること</p>

(c) ハードウェア及びソフトウェアの導入作業

以下のハードウェア及びソフトウェアにかかる導入作業をシステムが正常に動作するよう行う。

- ・サーバ等の設置、調整
- ・OS 及びデータベースのインストール
- ・ソフトウェアのインストール、ネットワーク設定

(d) 事前作業

- ・奈良県の健診機関情報をマスタとして整備すること。
- ・対象データを取り込み、データクレンジングし、分析できる状態とすること。

(e) 運用テスト

- ・機器及びシステムの動作試験

システム管理者及び分システム利用者が行う作業手順に従い運用し、各機能が正しく動作することを確認すること。また、発注者の動作確認や医療費等分析システムへのデータ連携を支援すること。

- ・障害復旧試験

運用開始までに、システム障害時の試験として、次の作業を実施すること。

- －システムのバックアップ試験
- －バックアップデータからのシステム復旧試験

- ・具体的な確認手順については手順書兼報告書を作成し、承認を得ること。

③運用環境構築

システムを安全に安定して運用できるよう、次に示す環境を整備、構築すること。

(a) マニュアル

本システムを運用するにあたってシステム管理者及びシステム利用者が必要となるマニュアルを準備すること。

- －利用者マニュアル
- －管理者マニュアル
- －運用マニュアル
- －障害時対応マニュアル

(b) 研修・教育

稼働までにユーザ（10名程度）を対象に操作研修（1回、半日程度）を行うこと。なお、会場は県側が用意するので、研修に必要な機器や教材を準備し、講師を派遣すること。詳細は県と調整の上実施すること。本調達に、研修にかかる費用を含んでおくこと。

(c) 作業支援・問い合わせ対応

本システムの運用開始までの支援として、本システムの機能の利用方法などの問い合わせ対応をすること。対応方法は、電話またはメールとする。基本のサポート時間は、平日8:30～17:30とする。基本のサポート時間以外の時間はサポート不要とするが、システム異常などが検知された場合、県が連絡を取れる窓口を設置すること。ただし、夜間処理やシステムメンテナンス等の理由によりサービス停止が必要な場合については、県と協議の上決定すること。

(d) 障害発生時の対応

- ・システム障害時に設定やデータを含めて従来の稼働環境を迅速に復元できるようにすること。
- ・システムやハードウェア機器等の障害により、データをバックアップ媒体から復旧することが必要となった場合、48時間以内を目標にハードウェア障害復旧後全ての復旧作業が完了するような仕組みにすること。

(e) バックアップ性能

- ・本システムにおけるバックアップ機能を備えること。
- ・暗号化した上でバックアップを行えること。
- ・バックアップの実施方法は、システム利用者ができる限り負担なく効率的に行え、セキュリティ上問題のない方法を提案すること。

(f) セキュリティ対策

- ・データ取込及びデータ抽出時の制限
委託期間中のシステムへのデータ取込及びシステムからのデータ抽出の際には、事前に県に使用許可を得たパスワード自動認証機能、データ暗号化機能、ウイルスチェック機能のあるUSBメモリ等の媒体を使用すること。システムへのデータ取込及びデータ抽出が完了したら、媒体内のデータは必ず消去すること。
取込データ及び抽出データを開発場所以外に持ち出す際は、セキュリティ便を使用する等、紛失・盗難対策を徹底すること。
- ・アクセス権限（システムレベルでの不正使用の防止）
認証されたユーザ以外の不正ユーザによる本システムへのアクセスを禁止する対策を施すこと。また、本システムに対するアクセスの監視及び記録を行うこと。
さらに、ユーザ毎に実行可能な処理について権限設定が可能であること。その際、権限管理については管理者ユーザ及び保守業者が容易に変更可能なものとし、変更のための仕組み等を構築すること。
- ・ユーザ管理
利用者10ユーザ分を追加費用なく、ID・PWによる利用権限が与えられること。
利用ログを取得、管理及び分析することにより、問題の検知や発生有無を判断できること。
- ・ウイルス感染防止
Windowsのセキュリティ機能、またはセキュリティ対策ソフトにて、他PCからの侵入防止やマルウェアの感染対策を行うこと。ただし、スタンドアロンのため、ウイルス定義ファイルはオフラインで更新を行う前提とする。
 - －ウイルス検出・検疫・駆除の一元監視機能を有すること。
 - －一定時スキャンのみならず、個別ファイルを取り込む都度にスキャンが可能であること。
 - －セキュリティ維持のため、プログラム及びパターンファイルは最新の状態を維持すること。

ーウイルスを検知した場合は駆除、削除等のウイルス対策が可能であること。

・情報漏洩防止

個人情報を含む情報漏洩を防止するため、ユーザ単位でUSBメモリなどの外部ストレージへの書き込みを制限することができること。

- ・本業務の履行に当たり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙1「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

④運用保守・運用支援の考え方

システム稼働後の運用保守、運用支援について以下のことを提案すること。

本システムで導入するハードウェア（OS、データベース含む）及びソフトウェアのシステム稼働後の運用保守（問い合わせ対応含む）について、5年間の運用を想定し、必要となる体制、内容、経費等の考え方を提案すること。経費については、5年間の運用保守経費の総額と内訳を精緻に示すこと。

また、システム稼働後の各種ソフトウェア（パッケージソフト等）のバージョンアップ対応、制度変更や独自利用事務が追加された場合のシステム改修対応、システム更新時のデータ移行支援についての考え方を経費等も含めて提案すること。

7 再委託に関する事項

- (1) 受託事業者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受託事業者は、業務の一部を委託することができるが、その場合は、事前に書面で、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要およびその体制と責任者を明記して県に事前に申請し、承認を得なければならない。再委託先がさらに再委託を行う場合も、受託事業者は同様の承認を必要とする。
- (3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する義務違反、義務を怠った場合には、受託事業者が一切の責任を負うとともに、県は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- (4) 再委託先における情報セキュリティ要件は、以下のとおりとする。
 - ア 県から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
 - イ 受託事業者再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、県に報告すること。
 - ウ 受託事業者は、再委託先の資本会計・役員等の情報・委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関して、県から求めがあった場合には、情報提供を行うこと。
 - エ 受託事業者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。
 - オ 上記ア～エについては、再委託先がさらに再委託を行う場合も同様とする。

8 その他の留意事項

- (1) 本調達業務の履行に際して、関連する個人情報の保護を図ることを目的として、県が指

- 定する別紙2個人情報取扱特記事項を設けた契約書を締結すること。
- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託事業者と協議を申し出る場合がある。この場合、受託事業者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
 - (3) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、受託事業者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の使用許諾要件等につき、当該第三者の了承を得ること。
 - (4) 本業務において、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が県の責めに帰する場合を除き、受託事業者は自らの責任と負担において処理すること。
 - (5) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託事業者の負担とする。
 - (6) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託事業者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
 - (7) 別紙3「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
 - (8) (1)～(7)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、県は本委託契約を解除し、損害補償させる場合がある。
 - (9) 新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容の変更及びそれに伴う経費積算の変更について受託事業者と奈良県が協議を行い、奈良県が決定する。

(別紙 1)

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第 1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第 2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第 3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第 4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第 5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第 6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第 7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(別紙 2)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第 4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第 5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第 6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第 8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第 9 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況についての指示等)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙3)

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。